

公表資料

令和 8 年 9 月 8 日
総 務 部 総 務 課

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 懲戒処分

① -1 勤務態度不良（公務中の飲酒）

被処分者	生涯学習部 部長級
処分内容	停職 3 月
処分年月日	令和 8 年 9 月 7 日
概要	当該職員は、令和 8 年台風 9 号の接近による暴風警報発令に伴い、災害配備要員として公務として配備されている最中、飲酒し、職務を怠る行為があった。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号及び第 3 号

① -2 勤務態度不良（公務中の飲酒）

被処分者	生涯学習部 課長級
処分内容	停職 3 月
処分年月日	令和 8 年 9 月 7 日
概要	当該職員は、令和 8 年台風 9 号の接近による暴風警報発令に伴い、災害配備要員として公務として配備されている最中、飲酒し、職務を怠る行為があった。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号及び第 3 号

① -3 勤務態度不良（公務中の飲酒）

被処分者	生涯学習部 課長補佐級
処分内容	停職 1 月
処分年月日	令和 8 年 9 月 7 日
概要	当該職員は、令和 8 年台風 9 号の接近による暴風警報発令に伴い、災害配備要員として公務として配備されている最中、飲酒し、職務を怠る行為があった。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号及び第 3 号

① -4 勤務態度不良（公務中の飲酒）

被処分者	生涯学習部 係長級
処分内容	停職 1 月
処分年月日	令和 8 年 9 月 7 日
概要	当該職員は、令和 8 年台風 9 号の接近による暴風警報発令に伴い、災害配備要員として公務として配備されている最中、飲酒し、職務を怠る行為があった。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号及び第 3 号

② 勤務態度不良

被処分者	市民生活部 主任主事
処分内容	停職 2 月
処分年月日	令和 7 年 9 月 7 日
概要	当該職員は、勤務時間中に職場（執務室）を離脱し、目を瞑って 30 分近く公用車内に留まる、また、職場を離脱し、業務と無関係な行動を行い、職務を怠る行為があった。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号、第 35 条

2 その他

上記処分のほか、勤務態度不良（公務中の飲酒）に係る上司 1 名に対し、口頭注意による処分を行った。